

2019年
8月より
当院では

患者さんへのご案内

特定看護師が 特定行為を実施しています

特定行為
とは？

厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により、研修を終了した特定看護師が医師の判断を待たずに、あらかじめ作成された手順書(指示)に従い、一定の診療の補助(特定行為)を実施できるようになりました。これは、今後高まる医療ニーズに応えるための国の施策です。

当院で実施している特定行為は以下の5行為です

- ① 褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- ② 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- ③ 創部ドレーンの抜去
- ④ 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ⑤ 脱水症状に対する輸液による補正

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

特定行為に関する
ご相談・お問合せ先

0956-22-5136

担当:看護管理室 森山

国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院